公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年９月26日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成23年９月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社伊千呂　伊藤　祐介　岐阜県高山市上岡本町７丁目223番地　国土交通大臣許可（特―18）第21852号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年８月４日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年９月26日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成23年９月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社豊通マシナリー　山瀬　雅範　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目10番25号　国土交通大臣許可（般―18）第21586号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年８月８日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年９月26日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成23年９月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社宇佐美組　坂井　　稔　岐阜県大垣市浅草一丁目280番地　国土交通大臣許可（特―18）第472号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年８月22日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

基本測量関係事項公告

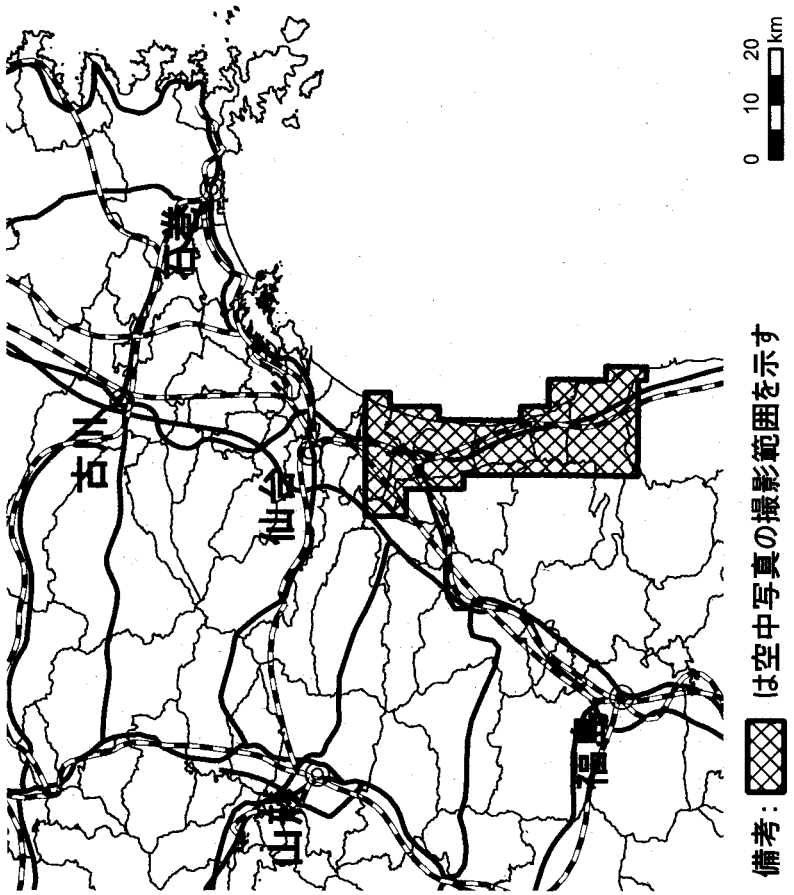
基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年９月26日

国土交通大臣　前田　武志

種　類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区（地方）	撮　影	摘　要
数値空中写真	20㎝相当	平成23年	ＣＴＯ―2011―10	岩沼・相馬地区	デジタル	613㎢
〃	〃	〃	ＣＴＯ―2011―８	石巻地区	アナログ	549㎢
〃	〃	〃	ＣＴＯ―2011―６	陸前高田・気仙沼地区	デジタル	647㎢
〃	〃	〃	ＣＴＯ―2011―５	釜石・大船渡地区	アナログ	702㎢
〃	〃	〃	ＣＴＯ―2011―２	久慈地区	デジタル	492㎢

岩沼・相馬地区



備考：　は空中写真の撮影範囲を示す